

平成28年3月8日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長

小規模な圧縮水素スタンドにおける圧縮水素の製造に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）

小規模な圧縮水素スタンドについては、規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）において、「小規模な圧縮水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う」こととされた。また、平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）においても「第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンドに係る基準の整備については、規制改革実施計画に基づき、高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う」こととされた。

今般、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第12条の2第2項の規定が新たに追加され、小規模な圧縮水素スタンドの安全基準が明確化されたことを踏まえ、「小規模な圧縮水素スタンドにおける圧縮水素の製造に対する建築基準法第48条の規定に関する許可準則」を下記の通り定めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知する。

また、貴職におかれては、貴管内の特定行政庁に対してもこの旨周知いただくようお願いする。

## 記

小規模な圧縮水素スタンドにおける圧縮水素の製造に対する建築基準法第 48 条の規定に関する許可準則

### 第 1 許可方針

1. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物に該当する小規模な圧縮水素スタンドについて、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業専用地域において、圧縮水素の製造に対する同法第 48 条の規定の基づく許可をするにあたって、第 2 の許可基準に適合し、かつ、個別に、当該用途地域における環境を害するおそれがない等と認められるものについて、許可の対象とするものとする。
2. 小規模な圧縮水素スタンドが、圧縮ガスの製造事業を営む工場に該当するものであるか否かは、圧縮ガス製造の目的や製造工程等から総合的に判断することとし、実証実験的に実施するなど事業として営まないものについては圧縮ガスの製造事業を営む工場には該当しない。

### 第 2 許可基準

#### (1)安全性

小規模な圧縮水素スタンドが、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）第 11 条第 5 号の規定されている一般則第 7 条の 3 第 2 項各号に掲げる基準（同項第 2 号の 2 に掲げる基準にあつては、同号ただし書に定めるものに係る部分に限る。）又は一般則第 12 条の 2 第 2 項各号に掲げる基準に適合するものとして届出され、これらの基準に適合することについて、特定行政庁がこれらの基準への適合を判断し得る能力を有すると認める者により確認がなされていること。

#### (2)出入口の位置

小規模な圧縮水素スタンドの出入口は、交差点の近接部、急勾配の道路、バス停の近接部等の燃料電池自動車等の出入りが道路交通の支障となる場所又は燃料電池自動車の出入りが困難な場所を避け、極力周囲の居住環境や道路交通に対する影響が少ない場所に設けること。

#### (3)騒音

水素の圧縮処理に伴い発生する騒音に関しては、空気圧縮機を使用する工場が、第 2 種中高層住居専用地域では立地できず、第 1 種住居地域から準住居地域では原動機の

出力が原則 1.5kW (国土交通大臣が防音上有効な構造と認めて指定する場合は 7.5kW) 以下に制限されている状況及び周囲の市街地における騒音環境と比較して、各用途地域における市街地環境を害するものとならないことが、使用する機械等の種類からみて客観的かつ合理的に判断されるものであること。または、周囲に対する騒音の低減を図るための対策が十分に取られることにより上記と同様の状態となることが客観的かつ合理的に判断されるものであること。

#### (4)その他

小規模な圧縮水素スタンド内において、高圧ガス保安法、ガス事業法、消防法等の法令により規制を受けない酸素等のガスが、大量に貯蔵又は滞留することのないような措置が講じられていること。

### 第3 その他

上記第1及び第2に記載された諸手続き等が円滑に進められるよう、各都道府県の高圧ガス保安法所管部局等との情報交換を密接に行うことが必要である。このため、水素スタンドに係る様々な情報を関係部局間で共有するなど、各関係部局間の日常的な連携を図る取り組みを行うことが重要である。

また、各都道府県の高圧ガス保安法所管部局は、高圧ガス保安法第62条第1項の規定による立入検査を行う権限を有することから、特定行政庁が保有する各圧縮水素スタンドの技術基準に関する情報提供を行うなど、高圧ガス保安法所管部局との連携に向けた取り組みも重要である。

なお、本許可準則は小規模な圧縮水素スタンドにおける圧縮水素の製造に対する法第48条ただし書きの規定に基づく許可に関する一般的な考え方を示すものであるので、立地する地域や各建築物等の状況から、これによることが必ずしも適切ではなく、安全上も支障がないと考えられる場合は、総合的な判断に基づき適切な対応を図られたい。